

公の施設の指定管理者の指定の件（老人デイサービスセンター及び老人福祉センター）

平成29年（2017年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び位置並びに指定管理者

名 称	位 置	指定管理者
札幌市屯田西老人デイサービスセンター	札幌市北区 屯田6条1 1丁目	札幌市中央区大通西19丁目1番1 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会 会長 福迫 尚一郎
札幌市中央老人福祉センター	札幌市中央 区大通西1 9丁目	札幌市中央区大通西19丁目1番1 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会 会長 福迫 尚一郎
札幌市北老人福祉センター	札幌市北区 北39条西 5丁目	札幌市白石区本郷通3丁目南4番11号 株式会社シムス 代表取締役 斎藤 規和
札幌市東老人福祉センター	札幌市東区 北41条東 14丁目	札幌市中央区大通西19丁目1番1 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会 会長 福迫 尚一郎
札幌市白石老人福祉センター	札幌市白石 区栄通6丁 目	札幌市中央区大通西19丁目1番1 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会 会長 福迫 尚一郎
札幌市厚別老人福祉センター	札幌市厚別 区厚別中央 1条7丁目	札幌市中央区大通西19丁目1番1 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会 会長 福迫 尚一郎

札幌市豊平老人福祉センター	札幌市豊平 区中の島2 条3丁目	札幌市中央区大通西19丁目1番1 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会 会長 福迫 尚一郎
札幌市清田老人福祉センター	札幌市清田 区清田3条 3丁目	札幌市中央区大通西19丁目1番1 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会 会長 福迫 尚一郎
札幌市南老人福祉センター	札幌市南区 石山	札幌市中央区大通西19丁目1番1 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会 会長 福迫 尚一郎
札幌市西老人福祉センター	札幌市西区 二十四軒4 条3丁目	札幌市中央区大通西19丁目1番1 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会 会長 福迫 尚一郎
札幌市手稲老人福祉センター	札幌市手稲 区曙2条1 丁目	東京都豊島区東池袋1丁目44番3号池 袋ISPタマビル 特定非営利活動法人ワーカーズコープ 代表理事 田嶋 羊子

2 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

(理 由)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、屯田西老人デイサービスセンター及び中央老人福祉センターほか9施設の指定管理者を指定するため、本案を提出する。